

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年8月27日認可した。

平成25年9月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西唐谷地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中沖南地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中沖地区
高松市糠山池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八幡原地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八幡原下地区
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村地区